

阿久根市地域防災計画
(原子力災害対策編)

原子力災害対策避難計画

平成30年4月

沿革

策定 平成25年12月

一部修正 平成29年 3月

一部修正 平成30年 4月

目 次

第1章 基本的事項	1
第1節 本計画の位置付け	1
第2節 本計画の性格	1
第2章 避難に当たっての基本的な考え方	2
第1節 避難対象区域の範囲	2
第2節 避難等の対応方針	3
第3章 避難等に関する情報伝達	8
第1節 伝達方法	8
第2節 伝達経路	9
第3節 伝達内容	10
第4章 避難誘導及び住民の輸送	11
第1節 避難所等	11
第2節 輸送計画	11
第3節 避難の誘導・避難状況の確認等	11
第5章 要配慮者への対応	13
第1節 施設入所者への対応	13
第2節 避難行動要支援者への対応	13
第3節 外国人に対する避難支援	13
第4節 一時滞在者に対する避難支援	13
第5節 学校等施設における対応	13
第6章 避難所等における医療体制	14
第1節 緊急被ばく医療	14
第2節 避難者の健康管理	14
別紙 広域避難計画	
資料 防災指針の抜粋	

第1章 基本的事項

第1節 本計画の位置付け

本計画は、本市の原子力災害対策の基本となる「阿久根市地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「地域防災計画」という。）に基づくものであり、原子力災害に係る住民等の避難等の実施について必要な事項を定めるものである。

なお、本計画は、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」等の見直しが行われた場合には、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2節 本計画の性格

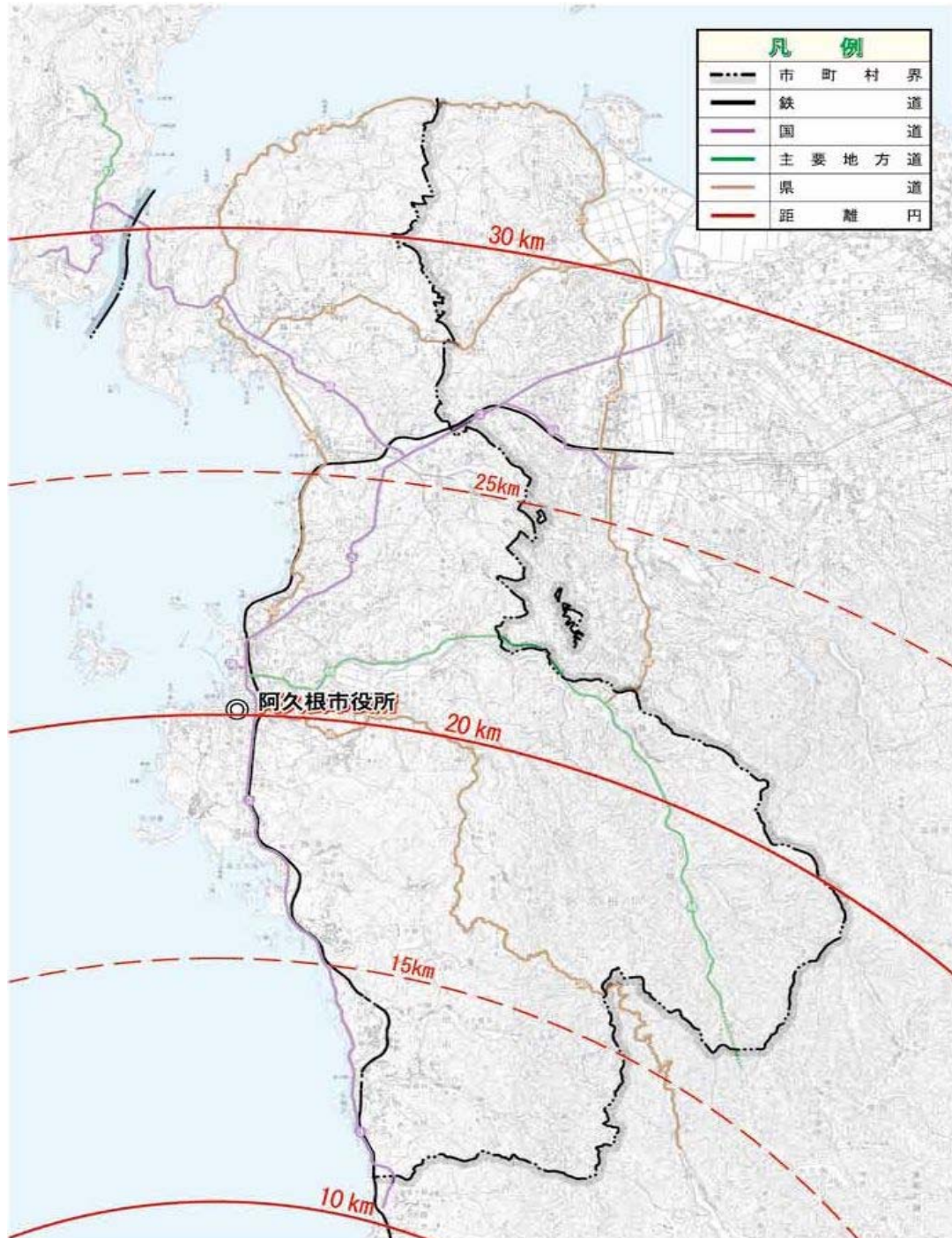
地域防災計画では、原子力災害対策を「原子力災害事前対策」、「緊急事態応急対策」、「複合災害時対策」、「原子力災害中長期対策」の4段階を基本に定めている。

本計画は、「原子力災害対策特別措置法」（以下「原災法」という。）第15条第2項に基づく「原子力緊急事態宣言」が発出された場合の緊急事態応急対策のうち、初期対応として実施する放射線等からの防護措置等を迅速かつ円滑に実施するため、川内原子力発電所における事故等の連絡を受けた直後から住民等の避難完了までの対応について定めるものとする。

第2章 避難に当たっての基本的な考え方

第1節 避難対象区域の範囲

避難対象区域は，市内全域とする。



第2節 避難等の対応方針

防護措置の準備及び実施については、地域防災計画や原子力災害対策指針に基づき、UPZ内における防護措置は屋内退避を基本とし、放射性物質の放出後は緊急時モニタリング等の結果を踏まえて「避難」や「一時移転」を行うこととする。

(1) 放射性物質放出前の防護措置

原子力施設の状態等（設備や放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等）に基づき、設定された基準である緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level。以下「EAL」という。）における3つの区分に応じて、防護措置を実施するものとする。

このほか、九州電力との「いちき串木野市及び阿久根市の住民の安全確保に関する協定書」第4条に規定する「異常時における連絡」の際にも必要な措置を実施するものとする。

【EALの3つの区分】

※ 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがある緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、「予防的防護措置を準備する区域」（PAZ：Precautionary Action Zone。以下「PAZ」という。）内において施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階

※ 施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階

※ 全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

(2) 放射性物質放出後の防護措置

放射性物質が放出された場合、緊急時モニタリングによる測定結果に基づき、防護措置の実施を判断する基準である「運用上の介入レベル」（OIL：Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）と照らし合わせ、防護措置を実施するものとする。

【O I L (運用上の介入レベル)】

環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等により判断する。

※ O I L 2

1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を一週間程度内に一時移転をさせるための基準。一時間当たり $20 \mu\text{Sv}$ が基準値

※ O I L 1

数時間内を目途に区域を特定し、避難等をさせるための基準。一時間当たり $500 \mu\text{Sv}$ が基準値

《放射性物質の放出前後における指標及び防護措置》



《EALやOIL等に応じた防護措置》

区分		本市の対応	住民等の行動	
放射 性 物 質 の 放 出 前		異常時における 連絡 (九州電力から の通報連絡)	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・情報収集, 連絡体制の構築 (災害警戒本部の設置) ・住民等への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の情報等 に留意
		警戒事態 (九州電力から の通報連絡)	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・情報収集, 連絡体制の構築 (災害対策本部・現地災害対策本部の設 置) ・平常時モニタリングの強化 ・住民等への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の情報等 に留意
	E A L	施設敷地緊急事 態 (県・九州電力 からの通報連 絡, 国・県から の指示等)	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・情報収集, 連絡体制の構築 ・緊急時モニタリングの実施 ・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起 ・屋内退避準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の指示, 情報等に留意 ・屋内退避の準 備
		全面緊急事態 (県・九州電力 からの通報連 絡, 国・県から の指示等)	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び他自治体への応援要請 ・緊急時モニタリングの実施 ・屋内退避の実施 ・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起 ・安定ヨウ素剤の服用準備 ・避難, 一時移転, 体表面除染の準備 (避 難・一時移転先, 輸送手段, スクリーニ ング場所の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避の実 施 ・今後の指示, 情報等に留意 ・避難, 一時移 転の準備
放射 性 物 質 の 放 出	O I L	OIL2の基準 以上の区域 (一 時間当たり20 μSvが基準値)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施 ・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起 ・一時移転, 体表面除染の実施 ・(必要に応じて)安定ヨウ素剤の配布・服 用指示等 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の指示, 情報等に留意 ・(国の指示等 に基づき)一 時移転の実施 ・(必要に応じ て)安定ヨウ 素剤の服用

後		O I L 1 の基準 以上の区域（一 時間当たり 5 0 0 μ Sv が基準 値）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施 ・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起 ・避難、体表面除染の実施 ・（必要に応じて）安定ヨウ素剤の配布・服用指示等 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の指示、情報等に留意 ・（国の指示等に基づき）避難の実施 ・（必要に応じて）安定ヨウ素剤の服用
---	--	---	--	--

《避難及び一時移転 ※原子力災害対策指針参照》

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

避難…空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため、緊急で実施するもの

一時移転…緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの

避難場所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、スクリーニングとその結果に応じて除染を行うことが必要である。

《屋内退避 ※原子力災害対策指針参照》

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

《空間放射線測定局（モニタリングポスト）》

		設置箇所
県測定局	67局	<ul style="list-style-type: none"> ○本市：7局 <ul style="list-style-type: none"> ・鶴見局（市役所） ・大川中局（大川中学校） ・西目小局（西目小学校） ・田代小局（田代小学校） ・鶴川内局（山村開発センター） ・尾崎小局（尾崎小学校） ・折多小局（折多小学校） ○薩摩川内市：38局 ○いちき串木野市：8局 ○日置市：4局 ○出水市：3局 ○さつま町：3局 ○鹿児島市：2局 ○姶良市：1局 ○長島町：1局
九州電力測定局	6局	○川内原子力発電所敷地内

※上記のほかに、原子力規制委員会の県への委託により、鹿児島市城南町、南さつま市、霧島市、鹿屋市、西之表市、奄美市でも測定されている。

第3章 避難等に関する情報伝達

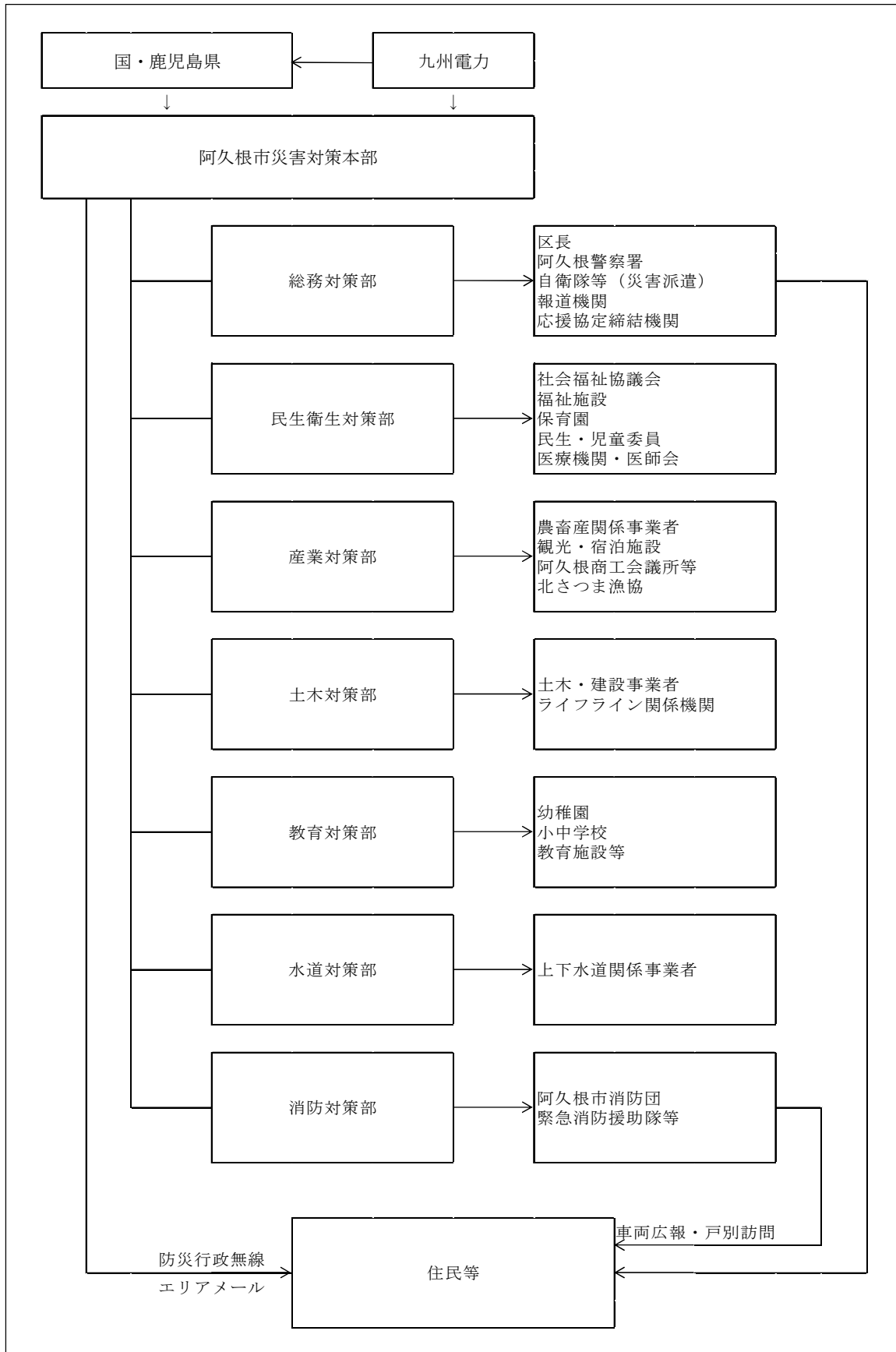
市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

第1節 伝達方法

住民に対する避難指示等の伝達は、次の方法のうち、実情に則した方法により早急に周知徹底を図る。その際、複数の手段・伝達責任者の確保に努める。

- (1) 防災行政無線による伝達
- (2) サイレンによる伝達
- (3) 広報車両等の呼びかけによる伝達
- (4) 報道機関を通じて行うテレビ、ラジオ等による伝達
- (5) ホームページ・フェイスブック等による伝達

第2節 伝達経路



第3節 伝達内容

警戒広報，屋内退避又は避難のための立退きの勧告及び指示の防災行政無線等による広報・伝達内容は，次のとおりとする。

なお，広報車両による巡回広報についても，この例文に準じて行うものとする。

1 警戒広報（警戒事態発生時）※屋内退避準備時

こちらは，阿久根市災害対策本部です。
本日午前（午後）〇時〇分，川内原発で〇〇による事故が発生しました。
原子力災害に警戒するため，市では午前（午後）〇時〇分に災害対策本部を設置しました。
なお，放射性物質は外部に漏れていません。
外出を控え，今後の情報に注意してください。

2 警戒広報（施設敷地緊急事態）※屋内退避準備時

こちらは，阿久根市災害対策本部です。緊急のお知らせです。
本日午前（午後）〇時〇分，川内原発で異常事象が発生しました。
放射性物質は外部に漏れていませんが，屋内退避の準備を行ってください。
また，今後の情報に注意してください。

3 警戒広報（全面緊急事態）※屋内退避指示時

こちらは，阿久根市災害対策本部です。
本日午前（午後）〇時〇分，川内原発での事態が悪化しました。
放射性物質の放出の恐れがありますので，放射線を防ぐため，〇〇地域の方々
は，建物の中に退避してください。
また，今後，避難を行う可能性もありますので，準備をしてください。
その他の地域でも外出を控え，今後の情報に注意してください。

4 避難指示時広報

こちらは，阿久根市災害対策本部です。
本日午前（午後）〇時〇分，〇〇地域で，空間放射線量率が一時間当たり〇〇マイクロシーベルト検出されました。
これに伴い，〇〇地域の方は，（避難所名）まで避難することとなりました。
自家用車で避難するか，（集合場所）に集合してください。
その他の地域の方々には，次の指示が出るまで，引き続き，自宅などの建物の中に退避してください。
今後の情報に注意してください。

第4章 避難誘導及び住民の輸送

第1節 避難所等

避難所，移動手段のない方々の集合場所及び避難経路等は，別紙「広域避難計画」のとおり定めるものとする。ただし，避難経路については，南九州西回り自動車道路等の整備状況や避難退域時検査設置の場所等に応じ，随時検討・見直しを行い，迅速で安全な避難の確保に努めるものとする。

なお，予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど，避難先として不適當である場合には，避難施設等調整システムを活用して，他の避難所を使用するよう，県が調整するものとする。

第2節 輸送計画

(1) 避難の手段

避難の際は，原則，自家用車両を利用するものとし，自家用車両による避難が困難な住民については，近所の住民との乗り合い又は集合場所に参集し，市等の準備したバスにより避難を行う。なお，自家用車両については，乗合せによる避難を推奨することとする。

(2) 避難車両の手配

避難車両が不足する場合には，市は県を通じて，県バス協会，自衛隊等に要請し，手配した車両により避難を行う。さらに，避難車両が必要な場合には国へ要請するものとする。

(3) 避難状況の確認

市は，避難のための立退きの勧告又は指示等の連絡を行った場合は，戸別訪問，避難所における確認等により住民等の避難状況を確認するものとする。

第3節 避難の誘導・避難状況の確認等

避難対象地域における住民避難の誘導方法や避難完了の確認方法については，次により行うものとする。

1 交通規制の確認等

市は，避難誘導に当たり，警察と避難先の対象となる地域を確認するとともに，交通規制を実施する場所，時間帯等を調整する。

2 広報等

避難の広報は，第3章に掲げる手法等により実施する。

3 避難状況の確認

(1) 自主防災組織等との連携

自主防災組織と連携し、避難のために手配したバスに乗車した住民の世帯構成や氏名等を確認するとともに、自家用車両で避難した住民等の確認に努めるものとする。また、戸別訪問等により、避難の状況を確認する。

(2) 避難者名簿の作成

避難所に受け入れた避難者の名簿を作成するとともに、避難状況の把握に努める。

4 報告

市は、避難者名簿の確認を行い、避難が完了したと判断した場合は、その旨を市災害対策本部等関係機関に報告するものとする。

市は、避難完了の報告を受けた場合は、その旨を速やかに県及び警察等に連絡するとともに、避難が完了しない地域の情報についても適宜報告する。

第5章 要配慮者への対応

第1節 施設入所者への対応

施設管理者は、あらかじめ策定した施設ごとの避難計画により施設入所者等を避難させるものとする。なお、避難先については、県の避難施設等調整システムにより調整されるものとする。

※ 国等で検討されている内容を踏まえ、整理を進めるものとする。

第2節 避難行動要支援者への対応

阿久根市災害時要援護者避難支援プランに基づき、区長、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、支援者等の協力を得ながら、避難誘導や搬送を実施するものとする。

第3節 外国人に対する避難支援

日本語が十分理解できない外国人の避難誘導については、身ぶり手ぶりなど、様々な手段を講じてコミュニケーション等を図るなど、孤立させないよう配慮する必要がある。

また、市は、事故の情報、放射性物質の拡散状況等を的確に伝えるため、多言語による情報提供に努めるものとする。

第4節 一時滞在者に対する避難支援

観光客等の一時滞在者については、的確な情報提供を行うとともに、早期の帰宅を求めるものとし、早期帰宅が困難な場合には、避難所等への避難を促すものとする。

第5節 学校等施設における対応

学校等施設の管理者は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等が発せられた場合は、あらかじめ定めるところにより、生徒等を保護者へ引き渡すものとする。

また、引き渡した場合は、市災害対策本部に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

第6章 避難所等における医療体制

第1節 緊急被ばく医療

市は、避難所等において、県と連携し、避難者を対象に、スクリーニング、ふき取り等の簡易除染、指定された被ばく医療機関等への搬送等を行う。

また、市は、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれが生じた場合、医療関係者の指導のもと、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行えるよう、あらかじめ体制整備に努めるものとする。

【スクリーニングとは】

放射線測定機器を使用して、身体の表面における放射性物質の付着の有無を確認すること。

【スクリーニング会場】

スクリーニングは、救護所で行うものとする。

【安定ヨウ素剤の服用】

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると甲状腺に集積し、数年から十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性があることから、放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、内部被ばくを低減させるため、避難に合わせて安定ヨウ素剤の服用を指示する場合がある。

第2節 避難者の健康管理

市は、避難者に対し、放射線による被ばくや放射性物質による汚染、健康に及ぼす影響、生活環境の変化等による不安などに対応するため、県と連携し、必要に応じて、救護所等の設置、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。

別 紙
(広域避難計画)

別紙 広域避難計画(概要)

H29.11.1現在
UPZ圏内人口 20,944

※ただし、福祉施設の入所者等を含まない。

地区	原発からの距離区分	区名	人口	避難先
大川	20km圏内	全区(牛之浜, 仲仁田, 的場, 中屋敷, 川畑中, 尻無)	1612人	熊本県芦北町
西目	20km圏内	全区(佐潟, 高之口, 飛松, 栢, 落, 大川島, 馬見塚)	1272人	伊佐市
鶴川内	20km圏内	尾原, 米次	72人	熊本県芦北町
	30km圏内	梶, 羽田, 桑原城上, 桑原城下	454人	伊佐市
山下	20km圏内	横手, 宮原, 葎野, 長谷, 木佐木野, 田代中, 田代下	358人	熊本県芦北町
	20km圏内	全区(遠矢, 馬場, 尾崎, 弓木野)	1139人	伊佐市
阿久根	20km圏内	波留, 大丸, 倉津, 遠見ヶ岡, 潟	4185人	伊佐市
	30km圏内	高松, 上野	1057人	湧水町
		新町	972人	熊本県津奈木町
		町, 浜	451人	熊本県芦北町
		寺山	326人	伊佐市
赤瀬川	30km圏内	全区(中村, 浦, 牧内, 東牧内, 段, 大尾)	3056人	始良市
折多	30km圏内	傘田, 折口東	725人	始良市
		永田上, 永田下, 大林	443人	熊本県芦北町
		内田, 大下	296人	湧水町
		丸内, 陳之尾	177人	熊本県芦北町
脇本	30km圏内	脇本馬場, 脇本浜, 下村, 上原, 深田	1346人	始良市
		桐野上, 桐野下, 大渕川, 筒田, 瀬之浦上, 瀬之浦下, 古里, 槲之浦西, 槲之浦東, 大谷, 黒之浜, 黒之上, 大漣, 松ヶ根, 小漣, 八郷	3003人	長島町

受入市町	避難者数(予定)	
熊本県芦北町	3113人	7施設
熊本県津奈木町	972人	3施設
伊佐市	7376人	12施設
始良市	5127人	30施設
湧水町	1353人	16施設
長島町	3003人	23施設 (計91施設)

広域避難計画(詳細)

区域	地域	番号	区名	世帯数	人口	避難所		バス避難時 集合場所	避難経路① (主要幹線道)	避難経路② (西廻り自動車道利用)	
						市町名	施設名				
20km 圏内	市街地	1	波留	546	1,195	伊佐市 (旧大口市)	大口小学校	阿久根中学校	国道3→国道504→県道374→国 道447→国道267→国道268	国道3→県道46→西回り自動車道 →国道328→国道504→県道447 →国道267→国道268	
					大口中学校						
					大口体育センター						
		2	大丸	462	884	伊佐市 (旧菱刈町)	湯之尾校区公民館	阿久根市役所			
					湯之尾小学校						
				本城地区集会施設							
	3	倉津	142	293	伊佐市 (旧菱刈町)	ふるさと生きがいセンター	市民会館	国道3→国道504→県道374→国 道447→国道267→国道268→県 道53	国道3→県道46→西回り自動車道 →国道328→国道504→県道447 →国道267→国道268→県道53		
	4	遠見ヶ岡	45	112		農村環境改善センター					
				田中ふるさと館							
				菱刈小学校							
	5	潟	745	1,701	菱刈中学校						
		計	5集落	1,940	4,185						
		鶴川内	1	尾原	19	36	芦北町	熊本県立あしきた青少年の家	山村開発センター	県道46→国道3→県道56	県道46→西回り自動車道→国道 328→国道3→県道56
			2	米次	19	36					
			計	2集落	38	72					
		山下	1	遠矢	178	385	伊佐市 (旧大口市)	ふれあいセンター	山下小学校	国道3→国道504→県道374→国 道447→国道267	市道→県道46→西回り自動車道 →国道328→県道374→国道447 →国道267
			2	馬場	231	483			尾崎小学校		
			3	尾崎	86	163					
			4	弓木野	59	108					
			計	4集落	554	1,139					
		西目	1	佐潟	157	287	伊佐市 (旧大口市)	ふれあいセンター	西目小学校	国道3→国道504→県道374→国 道447→国道267	国道3→県道46→西回り自動車道 →国道328→県道374→国道447 →国道267
			2	高之口	258	512					
			3	飛松	99	210					
			4	栢	42	82		西目地区集会施設			
	5		落	13	19						
	6		大川島	67	112						
	7		馬見塚	27	50						
		計	7集落	663	1,272	※聖園老人ホーム入所者含まず。					
	大川	1	牛之浜	234	459	芦北町	熊本県立あしきた青少年の家	牛之浜地区集落センター	国道3→県道56	国道3→県道46→西回り自動車道 →国道328→国道3→県道56	
		2	仲仁田	94	177						
		3	的場	142	247						
		4	中屋敷	61	99						
		5	川畑中	41	57						
		6	尻無	336	573			道の駅あくね			
		計	6集落	908	1,612						
		小計	24集落	4,103	8,280						

区域	地域	番号	区名	世帯数	人口	避難所		バス避難時 集合場所	避難経路	避難経路	
						市町名	施設名				
20km ～ 30km 圏内	市街地	1	高松	224	452	湧水町 (旧吉松町) (旧栗野町)	幸田コミュニティセンター	阿久根中学校	国道3→国道447→国道267→国 道268	国道3→県道46→西回り自動車道 →国道328→県道374→国道447 →国道267→国道268	
							青少年自立自興館				
							北方コミュニティセンター				
							上場地区農業構造改善センター				
							老竹コミュニティセンター				
							長谷林業集落センター				
	吉松防災センター										
	鶴丸地区生活改善センター										
	川添地区生活改善センター										
	下川西地区コミュニティ供用施設										
	般若寺地区生活改善センター										
	JA吉松加工センター										
	吉松幼稚園										
	3	新町	519	972	津奈木町	つなぎ文化センター	阿久根市役所	国道3→県道56	国道3→県道46→西回り自動車道 →国道328→国道3→県道56		
						津奈木町農業就業改善センター					
						津奈木町B&G海洋センター					
	4	町	157	269	芦北町	小田浦地区生涯学習センター	阿久根市役所	国道3	国道3→県道46→西回り自動車道 →国道328→国道3		
5	浜	96	182	旧計石小学校							
6	寺山	145	326	伊佐市 (旧大口市) (旧菱刈町)	大口体育センター	市民会館	国道3→国道504→県道374→国 道447→国道267→国道268→県 道53	国道3→県道46→西回り自動車道 →国道328→県道374→国道447 →国道267→国道268→県道53			
					ふるさと生きがいセンター						
計		6集落	1,234	2,806	※桜ヶ丘荘入所者含まず。						
赤瀬川	1	中村	210	439	始良市 (旧加治木町)	加治木高校	総合運動公園	国道3→国道447→国道267→国 道268→県道55	国道3→西回り自動車道→国道 328→国道447→国道267→国道 268→県道55		
						加治木高校					
	2	浦	171	347		木田自興館					
						辺川地区多目的集会施設					
	3	牧内	226	580	始良市 (旧蒲生町)	中央A地区いきいき交流センター	農村環境改善センター	国道3→国道447→国道267→国 道268→県道55→国道10→県道 42	国道3→西回り自動車道→国道 328→国道447→国道267→国道 268→県道55→国道10→県道42		
						米丸地区いきいき交流センター					
蒲生生活改善センター											
小川内地区いきいき交流センター											
西浦地区いきいき交流センター											
新留地区公民館											
始良市温泉センター「くすの湯」											
大山小学校											
4	東牧内	36	80	始良市 (旧蒲生町)	森の研修館かごしま宿泊棟						
					森の研修館かごしま研修棟						
5	段	475	988	始良市 (旧蒲生町)	蒲生高校	総合運動公園					
					蒲生中学校						
				始良市 (旧蒲生町)	蒲生中学校						
					久末地区公民館						

20km ～ 30km 圏内	大尾	294	622	始良市 (旧加治木町)	辺川地区多目的集会施設	総合運動公園	国道3→国道447→国道267→国道268→県道55→国道10→県道42	国道3→西回り自動車道→国道328→国道447→国道267→国道268→県道55→国道10→県道42					
				始良市 (旧始良町)	三叉コミュニティセンター								
					西始良小学校								
	計	6集落	1,412	3,056									
	鶴川内	1	85	183	伊佐市 (旧大口市) (旧菱刈町)	ふれあいセンター	鶴川内中学校	国道3→国道504→県道374→国道447→国道267→国道268→県道53	国道3→県道46→西回り自動車道→国道328→国道504→県道447→国道267→国道268→県道53				
										2	羽田	43	79
										3	桑原城上	42	103
										4	桑原城下	47	89
		5	43	89	芦北町	告地区生涯学習センター	鶴川内地区集会施設	国道3→県道27→国道219→国道304	県道46→西回り自動車道→国道328→国道3→県道27→国道219→国道304				
										6	宮原	15	30
										7	菘野	41	73
										8	長谷	16	28
										9	木佐木野	19	32
										10	田代中	35	54
										11	田代下	30	52
	計	11集落	416	812	※蓮の実園入所者含まず。								
	折多	1	85	178	始良市 (旧蒲生町)	蒲生高齢者福祉センター	折多小学校	国道3→国道447→国道267→国道268→県道55→国道10→県道42	国道3→西回り自動車道→国道328→国道447→国道267→国道268→県道55→国道10→県道42				
下久徳地区いきいき交流センター													
川東地区いきいき交流センター													
迫地区いきいき交流センター													
2		226	547	始良市 (旧始良町)	県民の森管理事務所	折多小学校	国道3→国道447→国道267→国道268→県道55→国道10	国道3→西回り自動車道→国道328→国道447→国道267→国道268→県道55→国道10					
					始良高等技術専門学校								
					始良生活改善センター								
					旧堂山小学校								
					上名地区農村振興センター								
3	94	210	芦北町	大尼田地区生涯学習センター	折多小学校	国道3→県道27→県道60	国道3→西回り自動車道→国道328→国道3→県道27→県道60						
				4				永田下	69	141			
5	大林	40	92			国道3→県道56	国道3→西回り自動車道→国道328→国道3→県道56						
6	76	167	湧水町 (旧吉松町) (旧栗野町)	栗野防災センター	折多小学校	国道3→国道447→国道267→国道268	国道3→西回り自動車道→国道328→国道447→国道267→国道26						
				西下場地区公民館									
7	大下	53	129	西下場地区公民館									
				吉松高齢者コミュニティセンター									
8	丸内	42	91			国道3→県道27→県道60	国道3→西回り自動車道→国道328→国道3→県道27→県道60						
9	陳之尾	35	86			国道3→県道56	国道3→西回り自動車道→国道328→国道3→県道56						
計	9集落	720	1,641										

20km ~ 30km 圏内	脇本	1	脇本馬場	122	217	始良市 (旧始良町)	三船小学校	脇本地区公民館	国道3→国道447→国道267→国 道268→県道55→国道10	-
		2	脇本浜	61	117		三船小学校			
		3	下村	143	321		帖佐小学校			
		4	上原	219	544		帖佐小学校			
		5	深田	64	132		帖佐中学校			
		6	桐野上	64	157		川床中学校			
		7	桐野下	111	237	長島町 (川床)	川床中学校	三笠中学校	国道389→県道47	-
		8	大湫川	19	50		川床小学校			
		9	筒田	66	147		B&G(文化ホール)			
		10	瀬之浦上	78	186		B&G(文化ホール)			
		11	瀬之浦下	96	188	長島町 (指江)	長島中学校	国道389	-	
		12	古里	184	442		城川内小学校			
		13	槁之浦西	82	164	長島町 (城川内)	城川内小学校	国道389	-	
		14	槁之浦東	115	235		城川内公民館			
							唐隈公民館			
							平尾老人憩の家			
		15	大谷	33	81	長島町 (平尾)	浜漣公民館	国道389→県道47→県道380→県 道379	-	
		16	黒之浜	298	628		長島町 (蔵之元)	川内公民館	脇本小学校	国道389
		17	黒之上	92	198	指江公民館				
		18	大漣	61	112	平尾中学校				
						平尾小学校				
茅屋漁村センター										
犬鹿倉公民館										
萩之牟礼公民館										
藤之元公民館										
19	松ヶ根	13	33	北方崎公民館						
20	小漣	33	72	蔵之元小学校						
21	八郷	46	88	長島町 (蔵之元)	蔵之元小学校	国道389	-			
22	大漣	61	112		蔵之元公民館					
23	松ヶ根	13	33	長島町 (諸浦)	小浜公民館	脇本地区公民館隼人分館	国道389→県道47	-		
24	小漣	33	72		本浦小学校					
25	八郷	46	88	長島町 (鷹巣)	伊唐小学校	国道389→県道47→県道379	-			
26	大漣	61	112		伊唐小学校					
計	21集落	2,000	4,349	※あいわの里、脇本病院入所者等含まず。						
小計	53集落	5,782	12,664							
合計	77集落	9,885	20,944							

資 料

(防災指針の抜粋)

原子力事業者、国、地方公共団体が取るべき措置等(2/2)

注)本一覧は各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとる。

	PA2(半径30km)※2			UPZ(A(半径50km))			UPZ(B(半径30km))		
	体制整備	情報提供	モニタリング※1	体制整備	情報提供	モニタリング※1	体制整備	情報提供	モニタリング※1
O-I-1	原子力事業者	-	-	-	-	-	-	-	-
	公共機関 自治体	-	-	緊急時モニタリングを実施 ・自治体への情報伝達 ・住民等への情報伝達	【避難】 ・避難の実施	緊急時モニタリングを実施 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難】 ・避難の実施 ・自治体への情報伝達 ・搬送調整等を通じた情報提供	【避難】 ・避難の実施 ・自治体への情報伝達 ・搬送調整等を通じた情報提供	【避難】 ・避難の実施 ・自治体への情報伝達 ・搬送調整等を通じた情報提供
放射線防護のよりよい実施	原子力事業者	-	-	-	-	-	-	-	-
	公共機関 自治体	-	-	【放射線防護】 ・緊急時モニタリングを実施 ・個別項目の放射性物質の濃度測定	【放射線防護】 ・緊急時モニタリングを実施 ・個別項目の放射性物質の濃度測定	緊急時モニタリングの実施 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【放射線防護】 ・緊急時モニタリングの実施 ・個別項目の放射性物質の濃度測定	【放射線防護】 ・緊急時モニタリングの実施 ・個別項目の放射性物質の濃度測定	【放射線防護】 ・緊急時モニタリングの実施 ・個別項目の放射性物質の濃度測定
O-I-4	原子力事業者	-	-	-	-	-	-	-	-
	公共機関 自治体	-	-	【放射線防護】 ・緊急時モニタリングを実施 ・体表面除染の実施	【放射線防護】 ・緊急時モニタリングの実施 ・体表面除染の実施	緊急時モニタリングの実施 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【放射線防護】 ・緊急時モニタリングの実施 ・体表面除染の実施	【放射線防護】 ・緊急時モニタリングの実施 ・体表面除染の実施	【放射線防護】 ・緊急時モニタリングの実施 ・体表面除染の実施
O-I-2	原子力事業者	-	-	-	-	-	-	-	-
	公共機関 自治体	-	-	【放射線防護】 ・緊急時モニタリングを実施 ・一時移転の実施	【放射線防護】 ・緊急時モニタリングの実施 ・一時移転の実施	緊急時モニタリングの実施 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【放射線防護】 ・緊急時モニタリングの実施 ・一時移転の実施	【放射線防護】 ・緊急時モニタリングの実施 ・一時移転の実施	【放射線防護】 ・緊急時モニタリングの実施 ・一時移転の実施
O-I-6	原子力事業者	-	-	-	-	-	-	-	-
	公共機関 自治体	-	-	【放射線防護】 ・緊急時モニタリングを実施 ・個別項目の放射性物質の濃度測定を実施	【放射線防護】 ・緊急時モニタリングの実施 ・個別項目の放射性物質の濃度測定を実施	緊急時モニタリングの実施 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【放射線防護】 ・緊急時モニタリングの実施 ・個別項目の放射性物質の濃度測定を実施	【放射線防護】 ・緊急時モニタリングの実施 ・個別項目の放射性物質の濃度測定を実施	【放射線防護】 ・緊急時モニタリングの実施 ・個別項目の放射性物質の濃度測定を実施

※2…緊急事態区分の全面緊急事態においてPA2内は避難を実施していることが前提。

図1 防護措置実施のフローの例

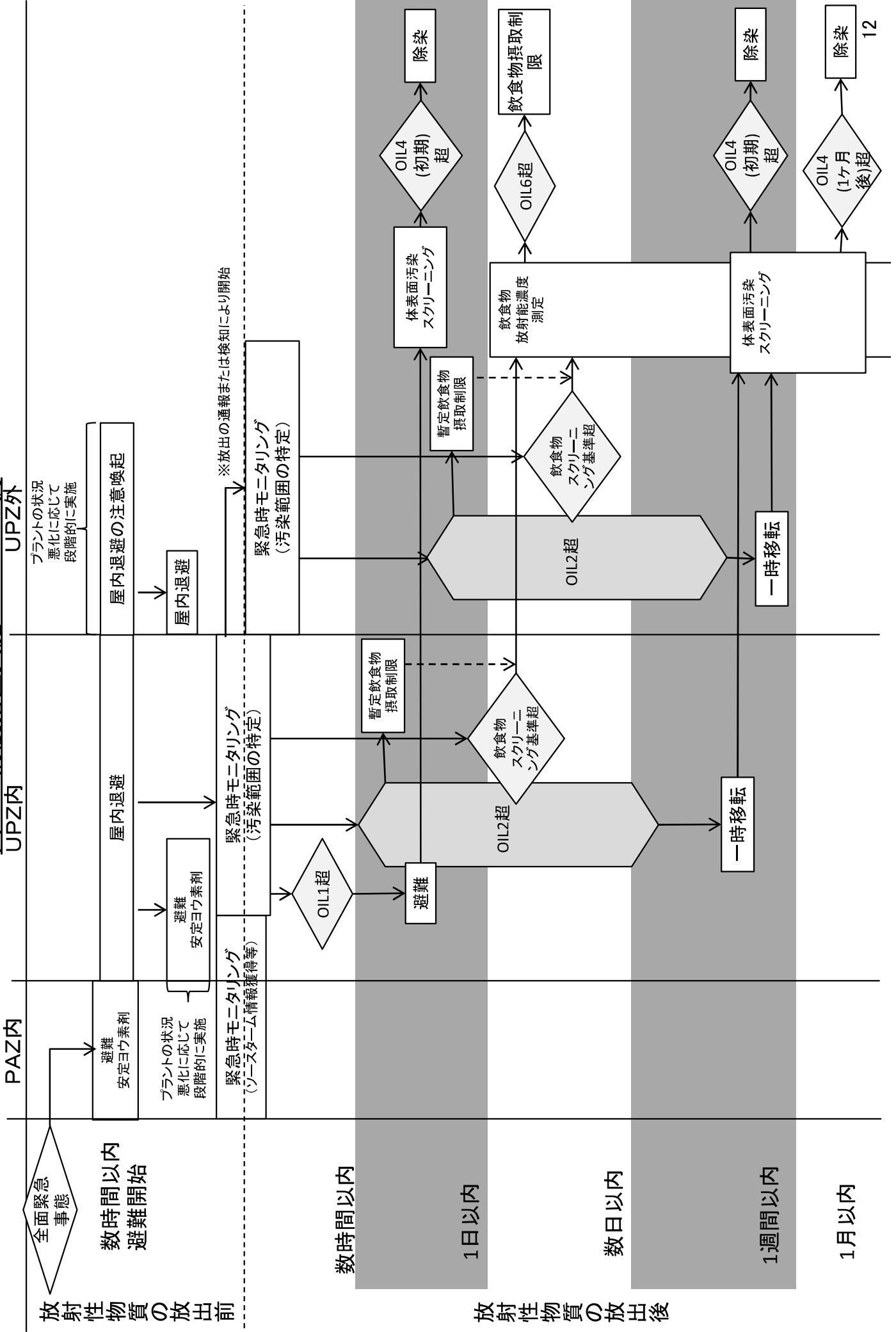


表3 O I L と防護措置について

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目的に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数日内を目的に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7} 飲料水 牛乳・乳製品 300Bq/kg 200Bq/kg 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 2,000Bq/kg ^{※8} 500Bq/kg 1Bq/kg 10Bq/kg ウラン 20Bq/kg 100Bq/kg	1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率は約 120Bq/cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL 6 値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEA では、OIL 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL 3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL 5 が設定されている。ただし、OIL 3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL 5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。